

群馬県繊維工業試験場と 信州大学繊維学部との連携に関する協定書

群馬県繊維工業試験場（以下「甲」という。）と信州大学繊維学部（以下「乙」という。）は、両機関の連携・協力を促進し、相互の研究開発能力及び人材等の総合力を發揮することが、地域経済の発展振興に重要な役割を果たすことに鑑み、以下のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力のもと、産業振興、人材育成及び学術研究に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。

- (1) 共同研究等の実施に関すること。
- (2) 地域産業振興、新産業創出に関すること。
- (3) 研究者の研究交流を含む相互交流に関すること。
- (4) 教育・人材育成の推進及び相互支援に関すること。
- (5) 研究施設・設備の相互利用に関すること。
- (6) 情報発信の相互支援及び共同実施に関すること。
- (7) その他甲と乙が必要と認めること。

（連携協議会）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、両機関の代表者で構成する連携協議会を必要に応じて設置・開催するものとする。

2 連携協議会の構成、運営について必要な事項は甲乙双方協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3カ月前までに、甲と乙のいずれからも書面による解約・変更の申し出がない場合は、自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について、疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めない事項について、これを定める必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成27年9月3日

甲 群馬県桐生市相生町5-46-1
群馬県繊維工業試験場

場長

中村敬



乙 長野県上田市常田3-15-1

信州大学

繊維学部長

須田小一

